平成２３年（フ）第３６号
大阪府和泉市和気町４丁目７番４―204号、前住所大阪府堺市中区土師町３丁12番５号
債務者　片桐　　司
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４４号
大阪府岸和田市神須屋町351番地
債務者　山本　博美
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４９２号
香川県高松市国分寺町柏原413番地８
債務者　澁川　早苗（旧姓竹本）
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第７７号
福岡県行橋市大字金屋652番地
債務者　大池小百合
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第６０２号
長崎県長崎市本原町16番３号
債務者　舟木　栄一
1　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４号
広島市中区西十日市町６番６号
債務者　中平　一夫
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６３号
宮城県大崎市古川前田町10番27号
債務者　千葉　英則
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第３号
秋田市新屋船場町５番12号　佐藤方
債務者　鈴木　好子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６７２号
千葉市稲毛区小中台町1546番地１稲毛スカイマンションＡ棟1007号、旧住所千葉市稲毛区長沼原町311番地４
債務者　鈴木　興子
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６８３号
千葉県市川市柏井町２丁目1304番地５　ペア・ブリック弐番館６号
債務者　高橋　邦彰
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６８５号
千葉県船橋市芝山２丁目５番15棟205号
債務者　黒田ひろ世（旧姓山岸）
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６８７号
千葉市美浜区幸町２丁目11番19棟309号
債務者　佐々木としゑ
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１７０４号
千葉県船橋市芝山３丁目27番１―509号
債務者　石井　治雄
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１７１３号
千葉県市原市宮原414番地１
債務者　原田　　稔
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１７１６号
千葉県市原市辰巳台西１丁目８番地７　県営住宅２棟304号
債務者　青木百合香（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３号
千葉県市川市欠真間２丁目14番16号　コーポ青野103号
債務者　清田　秀幸
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８号
千葉県市川市大洲１丁目15番８号
債務者　稲葉　博史
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６９号
千葉県館山市北条1009番地の３　青木荘２号
債務者　山口美枝子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
千葉地方裁判所館山支部